

## 障がい者コミュニケーション普及施策（案）一覧表について

手話言語の普及に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
1	聴覚	手話言語普及啓発事業 （聴覚障害の特性理解と手話（初級））	手話が言語であることへの理解やコミュニケーション手段としての手話の普及を図るため、学校園、町内会、病院、警察等に対し、普及啓発を図る施策を検討する。 市役所内においては、職員研修を利用し、職員（特に、窓口職場の職員や消防職員）に普及啓発及び手話講座を実施する。

障がい者コミュニケーションの促進に関する施策			
2	聴覚 視覚 知的	障がい者コミュニケーション促進事業 （コミュニケーション支援 研修事業）	職員一人ひとりが障害の特性等を正しく理解し、音声、手話、筆談など障害特性に応じ、相手に合わせたコミュニケーションができるようにするため、職場人権研修に、講師として、障がい者支援課、障がい者団体（ピアカウンセラー）等を派遣する。 また、同様の内容について、事業者に対する啓発を進めるため、事業者や町内会等への出前講座の活性化を図る。
3	聴覚	障がい者コミュニケーション促進事業 （手話通訳者養成事業）	手話通訳者の人材不足や高齢化の課題に対して、手話奉仕員養成講座の開催時期の検討や、奉仕員養成講座修了者が手話通訳者へスキルアップするための施策を検討する。
4	聴覚	障がい者コミュニケーション促進事業 （要約筆記者養成事業）	中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段である要約筆記の普及を図るとともに、要約筆記者を養成するための動機付けとなる施策を検討する。
5	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 （点訳者養成事業）	点字による情報を取得する視覚障がい者を支援する点訳者の養成を図るため、引き続き点訳奉仕員の養成講座を実施するとともに、さらにスキルアップするための施策を検討する。
6	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業	音声による情報を取得する視覚障がい者を支援する朗読者の養成を図るため、引

		(朗読者養成事業)	き続き朗読奉仕員の養成講座を実施するとともに、さらにスキルアップするための施策を検討する。
7	知的	障がい者コミュニケーション促進事業 (コミュニケーションボード作成事業)	意思を言葉で伝えることが困難な知的障がい者等に対し、日常生活や救急・災害時におけるコミュニケーション支援を図るためのコミュニケーション支援ボードの作成などの施策を検討する。

障がい者差別の解消に関する施策			
8	聴覚 視覚 知的	障がい者差別解消事業 (ルビ付き文書、点字文書、資料への音声コードの添付)	<p>聴覚障がい、視覚障がい、知的障がいのある人に対し、制度の仕組み等を伝える手段として有効な点字、音声コード、ルビ付きわかりやすい資料等が発刊されていない。</p> <p>順次、障害特性に応じた刊行物を増やすため、「障害福祉のしおり」など障がい者支援課が率先して、点字等の資料を発刊する。</p> <p>また、緊急度の高い資料のヒアリングを行い、全庁に広げていく。</p>
9	視覚	障がい者差別解消事業 (点字シールの貼付)	<p>視覚障がい者へ郵送を行う際には、封筒に「加古川市」の点字シールを貼り付け、視覚障がい者が加古川市からの郵送物を見落とさないよう配慮する。</p> <p>まずは、障がい者支援課が発送する郵送物に対して実施する。</p>
10	聴覚 視覚 知的	障がい者差別解消事業 (加古川中央市民病院職員対応要領の策定)	<p>加古川中央市民病院職員が事務・事業を行なうに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条に規定される不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務について正しく理解し、障害の有無によって分け隔てられることなく適切に対応するため、同法第10条第1項の規定に基づき「加古川中央市民病院職員対応要領」の策定を促す。</p>